

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・3通

第2 意見の取りまとめの方法

この取りまとめにおいては、意見募集に付した改正案（以下「原案」という。）に賛成する意見を除く意見について取り上げている。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正関係

(1) 株主の利益への配慮について

ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正に際しては、株主の利益を不当に害することがないように十分な配慮をお願いしたい。

(当省の考え方)

本省令は、改正前の会社法施行規則及び会社計算規則においてはウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった事項を同制度の対象とするものであることから、当該事項についてウェブ開示をする場合には、株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならないこととしている（会社法施行規則第133条の2第4項、会社計算規則第133条の2第4項）。どのように株主の利益に配慮するかについては、各社が置かれた個別具体的な事情を踏まえた各社の判断によることとなるが、例えば、次に掲げるような方法をとることが考えられる。

- ① 当該事項について、できる限り早期にウェブ開示を開始すること。
- ② できる限り株主総会までに当該事項を記載した書面を株主に交付することができるように、ウェブ開示の開始後、準備ができ次第速やかに、当該事項を記載した書面を株主に送付すること。あるいは、株式会社に対して当該事項を記載した書面の送付を希望することができる旨を招集通知に記載して株主に通知し、送付を希望した株主に、準備ができ次第速やかに、当該事項を記載した書面を送付すること。
- ③ 株主総会の会場に会場に来場した株主に対して当該事項を記載した書面を交付すること。

(2) 附則第2条（失効）について

ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正は、時限措置ではなく恒久的なものとするべきである。

(当省の考え方)

本省令におけるウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正は、新型コロナウイルスの影響により、企業の決算・監査業務に遅延が生じるおそれがあるとの指摘があることから、緊急措置として行うものである。当該改正は、令和元年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)において創設された株主総会資料の電子提供制度(株主総会の資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主に対し、株主総会資料を適法に提供したものとする制度。施行日は未定である。)の一部を、法務省令の改正によって前倒しで実施するものとなっているが、緊急措置であるため、電子提供制度とも内容が異なっている。特に、株主保護の観点から、電子提供制度においては、書面の交付を希望する株主には書面交付請求権を保障することとしているが(会社法第325条の5)、本省令においては、株主の利益を不当に害することがないように配慮しなければならないとのみ定め(会社法施行規則第133条の2第4項、会社計算規則第133条の2第4項)、その具体的な方法は各社の判断に委ねることとしており、書面の交付を希望する株主に対し、事前に書面で株主総会資料が提供されることが必ずしも保障されていない。

以上を踏まえ、原案は、我が国において株主総会が多く開催される3月及び6月の定時株主総会においても本省令によって拡充されたウェブ開示によるみなし提供制度を利用することができるよう、本省令による改正は令和3年9月30日まで効力を有することとしているものであり、原案は相当であると考ええる。

2 監査基準の改訂を受けた改正関係

(1) 臨時計算書類に係る会計監査報告における会社計算規則第126条第1項第5号に掲げる事項の記載について

臨時計算書類には「その他の記載内容」と考えられる事業報告及びその附属明細書がないため、臨時計算書類に係る会計監査報告には「その他の記載内容」がない旨を記載することとなるという理解で良いか。

(当省の考え方)

御理解のとおり、臨時計算書類に係る会計監査報告における会社計算規則第126条第1項第5号に掲げる事項の記載については、同項第2号の意見がある場合であっても、報告すべき事項がない旨を記載すれば足りると考えられる。

(2) 会社計算規則第126条第1項第5号の文言について

第126条第1項第5号の「重要な相違等」の「等」に何が含まれるのか明らかでないため、文言を明確にすべきである。

(当省の考え方)

会社計算規則第126条第1項は、会計監査報告の内容とすべき最低限の事項を定めるものであり、監査基準における「その他の記載内容」に関する定めと相当する内容を網羅的に規定することとはしていない。

もともと、会社計算規則第126条第1項は、監査基準の定めを踏まえて会計監査報告の内容とすべき事項を規定しており、同項第5号も、監査基準の改訂を受けて新たに設けることとしたものであること等を踏まえれば、同号が、監査基準における「その他の記載内容に関して・・・報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容」に相当する事項の記載を求めていることは明らかである。

したがって、原案は相当であると考えます。

(3) その他

「その他の記載内容」は監査意見の対象に含まれないため、会計監査人は、これについて意見を表明するものではなく、表明する予定もないこと、事業報告及びその附属明細書を会計監査人に適時に提出すべきことについて、十分な周知をお願いしたい。

(当省の考え方)

会計監査人の監査の対象となるのは、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類であり、事業報告及びその附属明細書はその対象とはされておらず（会社法第396条第1項、第436条第2項）、もとより、本省令はこれを変更するものではない。

また、御指摘のとおり、会計監査人による監査に要する期間等を踏まえ、適切な時期に、事業報告及びその附属明細書が会計監査人に提供されることが必要である。

以上